

平成●●年（○○）第●●号 取立金請求上告受理申立て事件（原審・札幌高等裁判所平成●●年（○○）第●●号）

決	定
申立人	Y株式会社
相手方	国

主 文

- 1 本件上告受理申立てを却下する。
- 2 申立て費用は申立人の負担とする。

理 由

申立人は、当裁判所が平成22年4月23日に言い渡した判決に対し、同年5月7日上告受理申立てをし、同月19日、上告受理申立通知書が申立人へ送達された。

本件記録によれば、本件上告状兼上告受理申立書には上告受理申立理由として、民事訴訟法318条1項所定の事項の記載はなく、また、申立人は法定の期間内に同項所定の事項を記載した上告受理申立て理由書を提出しない。

よって、民事訴訟法318条5項、316条1項2号を適用して、主文のとおり決定する。

平成22年7月16日

札幌高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官	末永進
裁判官	古閑裕二
裁判官	住友隆行